

貨物概要

水で溶いた小麦粉に、千切りキャベツ、卵、干しえび、調味料、食塩を加え混合し、直径 15 cm程度に丸く成型後、3～4 分間焼き、冷凍、包装したもの

(成分割合)

・キャベツ	40.0%	・調味料	2.0%
・小麦粉	25.0%	・食塩	1.0%
・卵	8.5%	・植物油	1.0%
・干しえび	7.5%	・水	15.0%

分類

関税率表第 1905.90 号 - 3 - - D (統計番号 1905.90-329) のその他のベーカリー製品

分類理由

えびの含有量は全重量の 20% 以下ですので、第 16 類注 2 の規定により、第 16 類のえびの調製品には分類されません。

他方、関税率表解説第 19.01 項()には「この項には穀粉...をもととし、これらの材料によって重要な特性が与えられている(これらの材料が重量又は容量において最多構成成分であるかないかを問わない。)各種の調製食料品を含む。」と規定されています。小麦粉の割合は、キャベツと比べて少ないものではありませんが、貨物(冷凍お好み焼き)に重要な特性を与えているものであると認められます。したがって、小麦粉の調製品を焼いたベーカリー製品として、上記のとおり分類されます。

注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります(関税法第 4 条)。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属(分類)となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

(具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)